

「令和8年度千葉県児童福祉専門職員マネジメント研修業務委託」に係る
質問への回答

千葉県庁健康福祉部

児童家庭課 人材育成確保対策室

TEL：043-223-4726

No	質問事項	回答
1	「各研修日数は1日とする」ということになっているが、受講者数に応じた次数の分け方については、企画提案にて応募者側が提案すると理解して良いか。	委託者側で次数を振り分けるため、分け方に関する提案は不要です。 4月上旬から中旬にかけて各所属の受講対象者を確認し、受講者数が確定します。確定後、受講者の所属や職種等を考慮し、各研修の次数を振分け、受託者へ共有する流れとなります。
2	本研修は、ブラザー・シスターに指定された職員が受講対象となっているが、指定される任用要件（資格・研修受講歴等）について、可能な範囲でお教え顶きたい。	【資格について】 育成担当職員（ブラザー・シスター）となりうる職種は、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士、児童自立支援専門員です。 また「入庁から3年目までの職員」と同じ部署に所属する先輩職員が育成担当職員に指定されます。 【研修受講歴等について】 過去の研修受講歴は個人により異なりますが、育成担当職員に指定された職員は、本研修の受講を必須とする予定です。 【参考：育成体制について】 ピラミッド型の育成支援を実施しており、1年目職員には2年目職員が育成指導を行い、2年目職員には3年目職員が育成指導に付くとともに、1年目職員の育成を行います。3年目職員には4年目以上の職員が育成指導に付くとともに、複数の2年目職員の育成を行います。
3	グループリーダーにおける研修内容に、目標設定が挙げられているが、具体的にはチーム内各職員の目標管理（目標設定支援と業務評価）を実施しているという理解で良いか。	お見込みのとおりです。